

※文化記者クラブ同時配布

報道資料

平成29年 3月13日
県土マネジメント部まちづくり推進局
公園緑地課 総務管理係
担当：松村、尾畑
TEL:0742-27-7517(内線 4307)

第3回 飛鳥宮跡活用検討委員会を開催します

下記の通り標記委員会を開催しますのでお知らせします。

記

1. 日 時 平成29年3月16日(木) 13:30～16:30
2. 場 所 奈良県文化会館多目的室
3. 議 題
 - ・飛鳥宮跡の活用について
4. 「飛鳥宮跡活用検討委員会」について
 - ・飛鳥宮跡活用構想に関する重要事項についての調査審議に関する事務を行うために設けられた附属機関です。委員の名簿は別紙①をご参照ください。
 - ・これまでの内容については、公園緑地課 HP をご覧下さい
5. その他
 - ・傍聴の受付は上記開催場所で委員会開催日の開催時刻30分前から10分前の間に行うものとします。
 - ・傍聴の受付は先着順に行い、定員(5名)になり次第終了します。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けることがあります。
 - ・写真撮影、録画、録音等は会議の冒頭までとします。現場係員の指示に従ってください。
 - ・傍聴について、詳しくは飛鳥宮跡活用検討委員会傍聴要領(別紙②)をご覧下さい。

以上

別紙① 委員名簿

氏名	役職名等
黒田 龍二	神戸大学大学院教授
小林 牧	東京国立博物館 博物館教育課長
櫻井 敏雄	公益財団法人和歌山県文化財センター理事長
菅谷 文則	奈良県立橿原考古学研究所所長
染川 香澄	ハンズ・オンプランニング代表
田島 公	東京大学史料編纂所教授
田辺 征夫	奈良県立大学特任教授
寺西 和子	飛鳥京観光ボランティアガイド
仲 隆裕	京都造形芸術大学教授
古瀬 奈津子	お茶の水女子大学教授
増井 正哉	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
松村 洋子	奈良県認定通訳ガイドの会代表
森川 裕一	明日香村長

(五十音順・敬称略)

別紙② 飛鳥宮跡活用検討委員会傍聴要領

1 目的

この要領は、飛鳥宮跡活用検討委員会の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

2 傍聴の手続等

- (1) 委員会開催日の開催時刻30分前から10分前の間に行うものとします。
- (2) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、会議を開催する都度定めるものとします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けることがあります。
- (4) 会議は原則公開としますが、奈良県情報公開条例(平成19年7月奈良県条例第4号)第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合等、審議会の判断により非公開となる場合があります。

3 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が4の事項に違反したときは、入室を禁じる、又は退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が4の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

○入室時の事項

- (1) 凶器、棒等、人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している方の入場は認めません。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯している方の入場は認めません。
- (3) 酒気を帯びた方、大声を出している方の入場は認めません。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をする恐れが明らかにある方の入場は認めません。

○傍聴中の事項

- (1) 写真撮影、録画、録音等は会議の冒頭までとします。
- (2) 傍聴者は、所定の傍聴席に着席してください。
- (3) 傍聴者の発言は認めません。会議中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (4) 携帯電話等の使用は認めません。
- (5) 飲食又は喫煙をしないでください。
- (6) 非公開となる議題の審議に入る場合で指示があったときは、速やかに退出してください。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をしないでください。

(附 則)

この要領は、平成28年10月1日から施行します。